

### 水源地域の森林の働きって何だろう?











なるほど! 水源地域の森林って 色んな働きがあるまる☆



水源地域の森林を守っていくために・・

## 栃木県水源地域保全条例制定〔R4.4.1~〕

### 【基本理念(概要)】

県

- ○森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林の保全が図られなければならない。
- ○全ての人が水を通じて森林の恩恵を亨受していることに鑑み、水源涵養機能の維持及び増進が図ら れなければならない。



○水源地域の森林を保全するための対策を考える ○水源地域の森林を保全への理解を深める 県民

○森林の現状を把握する

○県が作った対策等に協力する

○水源地域の森林の土地売買等を行う前に届出を行う 土地所有者

裏面へ

よーし! みんなで水源地域の 森林を守っていくまる☆



もし・・ 利用目的が不明確な 森林売買が増えると・・

- ◎荒廃森林の増加
- ◎水資源の枯渇

など心配まる・・



### 土地所有者の方へ 事前の届出をお願いしています

- ○栃木県電子申請システムでの事前申請が必要です
- ○現在の土地所有者等は、<mark>契約締結予定日の30日前まで</mark>に事前 届出を行ってください
- ○登記簿上の地目に関わらず、届出対象は水源地域内に存在する 森林法第5条の地域森林計画対象民有林の土地です
- ○事前届出を要する土地売買契約:贈与、売買、交換、地上権の設定・移転、地役権の設定、使用賃借による権利の設定・移転、賃借権の設定・移転に関する契約が対象となります

# 栃木県指定水源地域の森林

### 【対象市町】

〇宇都宮市

〇那須塩原市

〇足利市

〇那須烏山市

〇佐野市

〇茂木町

〇鹿沼市

〇塩谷町

〇日光市

〇那須町

〇大田原市

〇那珂川町

〇矢板市

※右記の青色部分が水源地域の森林です



水源地域保全条例の規定や、水源地域の範囲(とちもりマップ)、 届出方法等については下記の QRコードまたは、ホームページから見るまる☆



## ホームページ

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/suigen\_jyourei/suigen\_shinrin.html

#### お問い合わせ

栃木県 環境森林部 森林整備課 森林保全担当

住所:宇都宮市塙田1-1-20 電話:028-623-3288





栃木県